

下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得  
(趣旨)

第1条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する物品の購入（以下「物品購入」という。）の契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号。以下「会計規程」という。）、下関市上下水道局物品購入に係る条件付一般競争入札実施要領（平成28年4月1日施行）その他別に定めがあるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(条件付一般競争入札参加の申出)

第2条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、会計規程第166条に規定する公告において指定した期日までに、当該公告において指定した書類を契約担当者（管理者又は管理者から契約を締結することについて専決する権限を与えられた者をいう。以下同じ。）に提出し、その旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、当該競争入札の執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、又はそれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部を免除された場合（一部を免除された場合にあつては、当該免除された部分に限る。）は、この限りでない。

- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証書を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、第1項の規定により提供する担保が有価証券であるときは、当該有価証券を契約担当者に提出し、関係職員の調査を受けなければならない。
- 4 入札参加者は、第1項の規定により提供する担保が銀行又は管理者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）による保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当者に提出しなければならない。

- 5 入札保証金又はそれに代わる担保は、落札者に対しては当該競争入札に係る契約の締結後に、落札者以外の入札参加者に対しては当該競争入札の執行後に、又は入札の延期若しくは取消しをしたときに、これを還付する。
- 6 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は下関市上下水道局に帰属する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、当該競争入札に係る物品購入の仕様書（以下「仕様書」という。）等を熟覧し、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札参加者は、競争入札の入札書（様式第1号。以下「入札書」という。）を作成し、公告又は入札執行通知書（以下「公告等」という。）に示した時刻に提出しなければならない。この場合において、入札書は、必要事項が記されていることを前提として、類似した書面の使用も可とする。
- 3 入札参加者は、入札書を一旦提出した後は、入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第2号）を代理人に持参させなければならない。この場合において、委任状は、必要事項が記されていることを前提として、類似した書面の使用も可とする。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該競争入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

（入札の辞退）

第5条 指名競争入札の入札参加者として指名を受けた者は、当該入札の執行（以下「入札執行」という。）が完了に至るまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

- 2 前項の指名を受けた者が当該入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

（1）入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第3号）を契約担当者に直接

持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

（2）入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。

3 入札辞退届は、必要事項が記されていることを前提として、類似した書面の使用も可とする。

4 競争入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名競争入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を当該競争入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札の無効）

第8条 競争入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

（2）委任状を持参しない代理人のした入札

（3）所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者の入札

（4）記名押印を欠く入札書による入札

（5）金額を訂正した入札書による入札

（6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書による入札

（7）明らかに連合によると認められる入札

（8）同一事項の競争入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者を代理している者のした入札

（9）公告等により、入札に際しあらかじめ内訳書の提出を求めた場合において、内訳書の提出がない又は内訳書に不備がある入札

(10) その他競争入札に関する公告等に掲げる条件に違反した入札  
(開札)

第9条 開札は、公告等で指定した日時に入札者を立ち合わせて行う。

(落札者の決定)

第10条 競争入札による落札者の決定は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第11条 競争入札の開札をした場合において、各入札者による入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度入札は2回までとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき価格の入札をした入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該競争入札の事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第13条 落札者は、記名押印した契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の10以上の契約保証金を納付し、又はそれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合（一部を免除された場合にあつては、当該免除された部分に限る。）は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

3 第3条第3項の規定は、第1項の規定により提供する担保が有価証券である場合について準用する。

4 第3条第4項の規定は、第1項の規定により提供する担保が銀行等の保証である場合について準用する。

5 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約履行後に、これを還付する。

(入札保証金等の振替)

第14条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者に還付す

べき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(契約書等の提出)

第15条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者から交付された契約書案に記名押印し、これを落札決定の日から5日（下関市の休日定める条例（平成17年条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 会計規程第190条の規定により契約書の作成を省略する場合には、落札者は、請書を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がこの必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第16条 競争入札において入札をした者は、その入札後においては、この心得又は当該競争入札に係る仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

入 札 書

金 \_\_\_\_\_ 円

件名 \_\_\_\_\_

上記の物品購入について、下関市上下水道局物品購入契約に係る入札心得及び仕様書を承諾の上、入札します。

年 月 日

入札者 住所

氏名

Ⓔ

上記代理人

住所

氏名

Ⓔ

（宛先）下関市上下水道事業管理者

様式第2号（第4条関係）

委 任 状

件名 \_\_\_\_\_

上記の件について、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

\_\_\_\_\_  
(受任者) 氏名 ⑩

記

1. 入札に関する一切の権限
2. 前項に関し、復代理人の選任及び解任に関する権限

年 月 日

(委任者) 住所

氏名 ⑩

(宛先) 下関市上下水道事業管理者

様式第3号（第5条関係）

入 札 辞 退 届

件名\_\_\_\_\_

上記の件について、入札参加者の指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

届出者 住所

氏名

㊞

上記代理人

住所

氏名

㊞

（宛先） 下関市上下水道事業管理者